

米沢都市計画区域、南陽都市計画区域、  
高畠都市計画区域及び川西都市計画区域  
の整備、開発及び保全の方針

～東南置賜圏域都市計画区域マスタープラン～

平成30年 4月

山 形 県



# 目次

第1章 基本的な考え方 ～都市計画区域マスタープランについて～ .....	3
第1 都市計画区域マスタープランとは.....	4
第2 山形県都市計画基本指針.....	4
第3 広域連携を考慮した都市計画区域マスタープラン.....	5
第4 都市圏の設定.....	5
第2章 都市計画の目標.....	6
第1 東南置賜圏域の現状と課題.....	7
1 広域交通ネットワークの整備と活用.....	7
2 企業立地の促進.....	7
3 豊かな景観・観光資源の活用.....	7
4 人口減少と高齢化の進行.....	7
5 災害への対応.....	7
6 空き家・空き地の増加.....	7
7 各都市計画区域の特徴.....	8
第2 目標年次.....	9
第3 東南置賜圏域の都市づくりの基本理念.....	9
第4 東南置賜圏域の市街地像.....	9
1 「広域連携」 ～都市間連携を推進する都市づくり～.....	9
2 「多様な交流」 ～都市の魅力を活かした活力ある都市づくり～.....	10
3 「まちなか賑わい」 ～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～.....	10
4 「安全・安心」 ～いのちを守る都市づくり～.....	10
第3章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 .....	11
第1 区域区分の決定の有無.....	12
第4章 主要な都市計画の決定の方針 .....	13
第1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	14
1 主要用途の配置の方針.....	14
2 市街地の土地利用の方針.....	14
3 その他の土地利用の方針.....	15
第2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	16
1 交通施設の都市計画の決定の方針.....	16
2 下水道及び河川の都市計画の決定の方針.....	17
3 その他の都市施設の都市計画の決定の方針.....	18
第3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	18
第4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	19
第5 土地利用構想図及び都市施設配置図.....	20

# 第1章 基本的な考え方

～都市計画区域マスタープランについて～

---

## 第1 都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域マスタープラン（以下、「区域マス」という。）は、都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、都道府県が定めるものとされています。

区域マスは、都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものであり、当該区域における都市計画の基本的な方向性を示すことが求められています。（国土交通省「都市計画運用指針」）

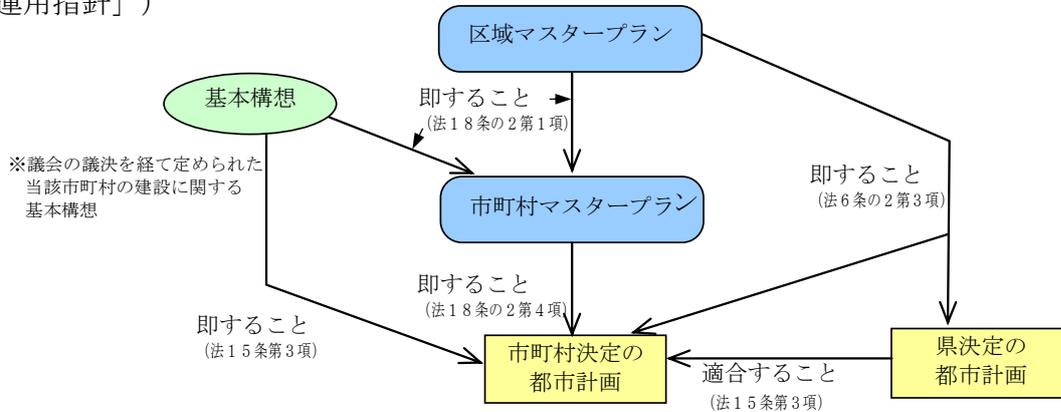


図 マスタープランと都市計画の関係

## 第2 山形県都市計画基本指針

少子高齢化を伴う人口減少社会の到来など、都市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、本県の都市計画の方向性を示し、区域マス作成の指針とする「山形県都市計画基本指針」（平成13年度策定）を平成28年4月に見直しました。

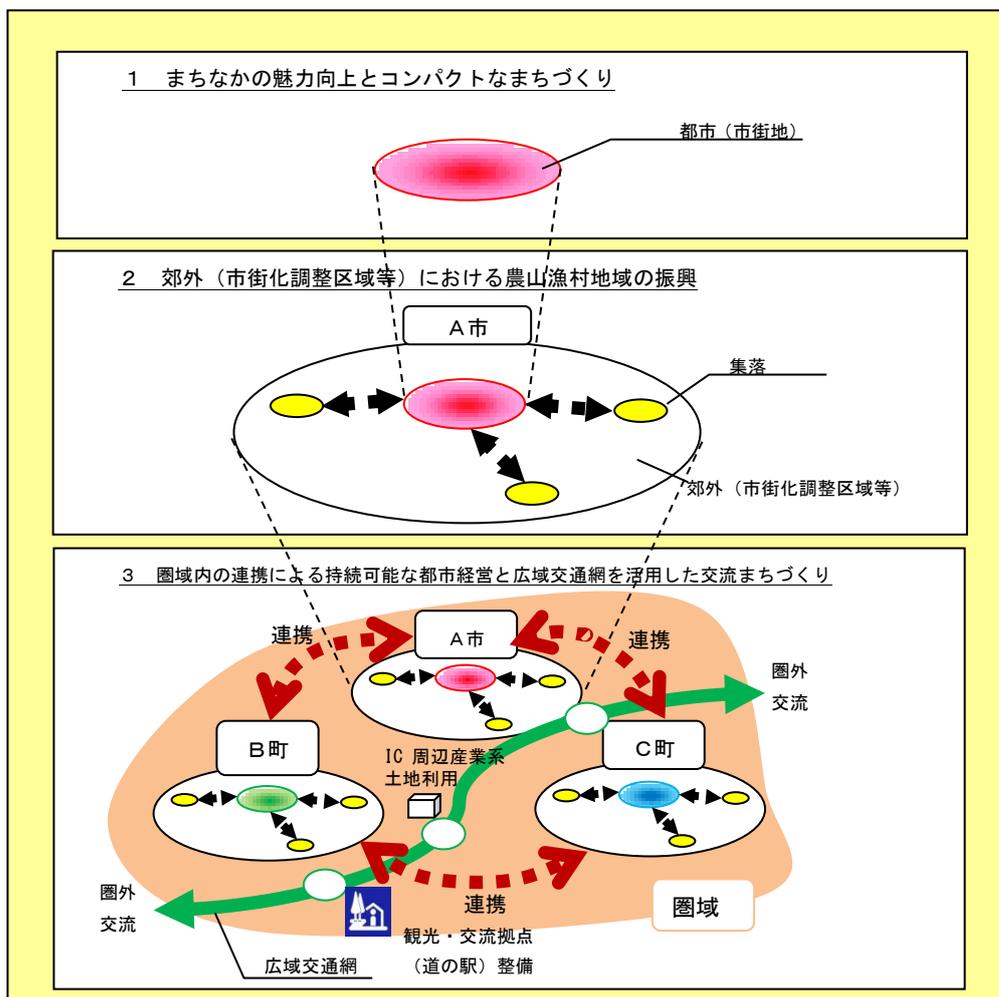


図 これからの都市づくりイメージ

### 第3 広域連携を考慮した都市計画区域マスタープラン

急激な人口減少や、小規模な都市が大半を占める本県の状況、山形県都市計画基本指針を踏まえ、生活圏等をつなげる複数の都市計画区域を含む区域（圏域）を対象とした「広域連携を考慮した区域マスタープラン」（以下、「広域連携区域マス」という。）を策定することとします。

圏域内においては、都市施設の相互利用や交流連携の取組など複数の都市が連携した持続可能な都市づくりを進めていきます。

#### ◆ 「山形県都市計画基本指針」における基本理念と将来都市像

<b>基本理念</b>		
<b>鮮やかな四季と歴史・文化が調和する交流都市の創造</b>		
<p><u>将来都市像1</u></p> <p>子どもや孫も山形でいきいき暮らせる持続可能な都市</p>	<p><u>将来都市像2</u></p> <p>創造力豊かな山形の産業が成長する活力ある都市</p>	<p><u>将来都市像3</u></p> <p>人にやさしく美しい山形へ訪れたい魅力ある都市</p>

#### ◆ 区域マスタープランの構成比較（新旧）

現行区域マス（県内27区域で作成）	広域連携区域マス（県内8圏域で作成）
<p><b>1 都市計画の目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本理念</li> <li>○将来都市像</li> </ul>	<p><b>1 都市計画の目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現状と課題</li> <li>○目標年次</li> <li>○基本理念</li> <li>○圏域の市街地像                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携</li> <li>・多様な交流</li> <li>・まちなか賑わい</li> <li>・安全・安心</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>2 区域区分の方針</b></p>	<p><b>2 区域区分の方針</b></p>
<p><b>3 主要な都市計画の決定の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地利用の方針</li> <li>○都市施設の方針</li> <li>○市街地開発事業の方針</li> <li>○自然的環境の整備・保全の方針</li> <li>○土地利用基本構想及び都市施設配置図</li> </ul>	<p><b>3 主要な都市計画の決定の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地利用の方針</li> <li>○都市施設の方針</li> <li>○市街地開発事業の方針</li> <li>○自然的環境の整備・保全の方針</li> <li>○土地利用基本構想及び都市施設配置図</li> </ul>

### 第4 都市圏の設定

広域連携区域マス策定単位となる都市圏として、これまでの生活圏や歴史的な結び付きの観点から、密接な関係にある東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜、庄内（北部）、庄内（南部）の8つの都市圏を設定します。なお、将来的には生活圏の拡大等の状況に合わせた都市圏の見直しを行っていきます。

## 第2章 都市計画の目標



## 第1 東南置賜圏域の現状と課題

### 1 広域交通ネットワークの整備と活用

平成29年11月に東北中央自動車道の福島大笹生IC～米沢北IC間が開通し、当区間の移動時間が約20分間短縮され、豪雪地帯で知られる栗子峠における冬期間通行の安全、安心が確保されました。

本圏域は、山形県南部の玄関口として、山形新幹線や奥羽本線、米坂線をはじめ、国道13号や国道113号、国道121号等による首都圏や隣接県との広域交流や、山形鉄道、国道287号等による地域間連携など、広域交通ネットワークを活用した交流拠点としてのまちづくりが求められています。

### 2 企業立地の促進

本圏域は県全体の製造品出荷額の約25%※を占める製造業の集積地であり、圏域内には技術、企業、人材、山形大学や米沢工業高校、有機エレクトロニクスイノベーションセンターなどものづくりに関連した優れた資源が蓄積しています。

今後は、これまで培われた技術や人材をはじめ、先端技術等の高いポテンシャルを生かしつつ、ものづくり製造業集積地の形成に向け、更なる企業立地の促進が必要です。

※…山形県の工業（確報概要） 平成28年経済センサス活動調査（製造業）に関する集計結果報告書

### 3 豊かな景観・観光資源の活用

本圏域は山形県の“母なる川最上川”の最上流部に当たり、磐梯朝日国立公園や県南県立自然公園の優れた自然景観と、赤湯、小野川、白布など数多くの温泉に恵まれています。さらに、縄文文化、古墳文化、上杉文化の歴史的な史跡や多種多様な観光資源を有しており、これらを活用した都市空間づくりを一層進めていく必要があります。

### 4 人口減少と高齢化の進行

本圏域は、平成22年からの30年間で人口が約3割減少※<sup>1</sup>し、高齢化率は約4割※<sup>2</sup>に迫ることが予測されています。急激な人口減少及び超高齢化社会に対応した都市づくりが必要です。

人口減少により、今後、財政制約が高まり、単独の都市で整備又は維持することが困難な都市施設については、都市間の連携により都市施設を相互に補完する取組が重要です。

※1、※2…国立社会保障・人口問題研究所の推計

### 5 災害への対応

本圏域の各都市は、特別豪雪地帯に指定され、冬期間の生活に大きな支障が生じていることから、雪に強いまちづくりが課題となっています。南陽市では、平成25年、平成26年と2年連続で豪雨災害が発生し、市民の防災意識が高まっています。被災河川の復旧を進めるとともに、洪水流下能力の向上や関係機関との調整を図り、災害リスクの軽減に努める必要があります。

また、長井盆地西縁断層帯地震や洪水、土砂災害への対策や災害リスクの高い区域について、防災に配慮したまちづくりをあらかじめ検討することが求められています。

### 6 空き家・空き地の増加

本圏域の空き家数及び空き家率は増加傾向にあり、防災、防犯、環境衛生、風景・景観、地域活性化、まちづくり等の課題が顕在化しています。人口減少・少子高齢化の進行に伴い、空き家数及び空き家率

の急激な増加が懸念されることから、立地適正化計画を策定し居住を誘導するエリアにおける空き家・空き地の有効活用等を積極的に展開していくことが必要です。

## 7 各都市計画区域の特徴

### ○ 米沢都市計画区域

東南置賜圏域の南部に位置し、吾妻・飯豊連峰などの緑豊かな自然環境と、上杉文化に代表される歴史資源を有する地域です。米沢八幡原中核工業団地を中心として情報、電気産業関連企業が立地し、東北を代表する産業集積地を形成しています。東北中央自動車道の整備により首都圏への交通利便性が向上しさらなる企業誘致が期待されます。

市街地は中央地区と米沢駅前地区を中心に発展してきましたが、人口の減少と学校や商業施設の郊外移転などにより、中心市街地の賑わいや活力が低下しています。拡散型の土地利用を転換し、中心市街地に様々な都市機能が集積するコンパクトなまちづくりをすすめ、山形県南部の玄関口として賑わいのある交流拠点都市を実現することが課題です。

### ○ 南陽都市計画区域

東南置賜圏域の北部に位置し、北に丘陵、南に平野が広がる、美しい景観を有した地域です。丘陵部は山形を代表するぶどうの産地で、観光果樹園が立地しています。秋田県と福島県を結ぶ国道13号、宮城県と新潟県を結ぶ国道113号、山形新幹線など骨格となる交通網が縦横する交通の要衝で、東北中央自動車道、新潟山形南部連絡道路の整備が進められています。

市街地は熊野大社の門前町である宮内地区、温泉街を中心とした観光・商業施設のある赤湯地区、赤湯駅周辺の沖郷地区と特色のある3地区で構成されています。平成25年、平成26年と2年連続で豪雨災害が発生し、地域住民は水害に対する不安を抱いており、被災河川の復旧を進めるとともに、洪水流下能力の向上を図り、その軽減に努める必要があります。農地と景観の保全を図り、交通ネットワークを活用した個性豊かな魅力あるまちづくりを行うことが課題です。

### ○ 高島都市計画区域

東南置賜圏域の東部に位置し、美しい山並みに囲まれた四季折々の多彩な風景が展開される自然環境を有する地域です。一帯には洞窟や遺跡が多く存在し、伝統文化が継承されています。地形を利用したぶどうの栽培など、高島らしい産業や観光の自立が図られています。

市街地は町役場を中心とする高島地区と高島駅や国道13号を中心とする糠野目地区の2地区で構成されています。2つの市街地の連携を図り、魅力を高めていくために、高島地区は、公共施設等の利便性の向上や商業の環境整備を進め、糠野目地区は、人口の定住化から住宅地開発を計画的に誘導し、就業の場の確保や商業の活性化を進めるとともに、工業系用途と周辺環境の調和を図り、計画的な利用を促進していく必要があります。

また、高速交通網と地域間交流や産業活動を支える交通軸によるネットワークの形成を図り、農商工の連携によるバランスのとれた地域の機能特性を活かした都市づくりを行うことが課題です。

### ○ 川西都市計画区域

東南置賜圏域の西部に位置し、イギリスの旅行家であるイザベラ・バードが東洋のアルカディアと賞賛した丘陵地や田園など優れた景観を有する地域です。

市街地は羽前小松駅西側の町役場を中心とする地区と羽前小松駅東側の新たに整備された地区で構成されます。公立置賜総合病院の周辺地域は、南北に縦断する国道287号と東西に横断する国道113号の交差点に位置しており、整備が進められている新潟山形南部連絡道路のインターチェンジが設置されるため、都市的土地利用が予測されます。農用地や森林などの自然環境と都市的機能が調和した土地利用を進めていくことが課題です。

## 第2 目標年次

### 目標年次を平成47年（2035年）とします

- 基準年次は平成27年とします。
- 本計画においては、概ね20年後の都市の姿をイメージし、「都市づくりの基本理念」「主要な都市計画の決定方針」については平成47年を想定します。
- また、「区域区分」に関する事項及び「主要な都市計画の決定方針」のうち「主要な施設の整備目標」に関する事項については、平成37年を想定します。

## 第3 東南置賜圏域の都市づくりの基本理念

本圏域は、東北を代表する産業集積地や伝統的産業である織物業、醸造業など産業形成の素地があり、優れた自然景観と数多くの温泉、上杉文化に代表される歴史的な史跡など多種多様な観光資源を有しています。

県境を越えた新たなネットワークにより首都圏や隣接県との交流を広げ、次世代の産業創出に向けた活力と魅力あふれる産業都市圏を形成し、人口減少を抑制する新たな雇用確保を促進します。そのうえで人々が安心して暮らせる災害や雪に強い県土づくり、地域資源を活用した観光振興、まちなかに賑わいのあるまちづくりを進めます。

以上の観点から、東南置賜圏域の基本理念を以下のとおりとします。

### 基本理念

「県境を越えた新たなネットワークにより、  
次世代の産業創出に向けた活力と魅力あふれる、  
人・歴史・文化が織りなす**産業都市圏**」

## 第4 東南置賜圏域の市街地像

### 1 「広域連携」 ～都市間連携を推進する都市づくり～

#### 【広域的な連携に向けた取組み】

- 圏域内の各都市と県で連絡調整会議等を開催し、共通課題の認識やビジョンの共有化を進め、各都市の都市計画への反映を図ります。

#### 【都市機能の相互補完】

- 文化施設の広域利用や一般廃棄物処理施設の共同利用の取組を継続するとともに、医療や福祉などの分野においても都市機能を相互に補完する取組を促進します。

#### 【広域交通ネットワークの整備】

- 東北中央自動車道、新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）、国道287号の整備をはじめとする交通機能の維持・強化を図るとともに、奥羽新幹線の早期実現に向けた取組を進めるなど、広域都市圏内外におけるネットワークの形成を推進します。また、既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、高畠町において実証実験が行われた自動運転技術を活用したスマートモビリティサービス等の公共交通ネットワークの形成を促進し、活発な交流・連携が実現する都市づくりを推進します。

### 【高速道路を活用した県外との連携】

- 高速道路ネットワークの整備で繋がる他県と物流・防災・医療等様々な連携を強化することによりコンパクトで持続可能なまちづくりの実現を図ります。

## 2 「多様な交流」 ～都市の魅力を活かした活力ある都市づくり～

---

### 【魅力ある景観の整備、活用】

- 優れた自然景観や、縄文文化、古墳文化、上杉文化などの歴史的な史跡を大切にしながら、引き続き良好な景観を保全していくとともに、交流人口の拡大にも目を向けた観光資源として景観の整備、活用を図ります。

### 【出会い・交流拠点の創出】

- まちなかの公園、駅周辺部、道路等の公共空間、空き家などを活用し、地域の賑わいや交流の場として活用できるまちづくりを推進します。

### 【高速道路等を活用した県内外との交流促進】

- 東北中央自動車道をはじめ、鉄道、道の駅などを活用した広域的な観光振興による県内外との交流を図る取組を促進します。
- 米沢八幡原中核工業団地や米沢オフィス・アルカディア等における計画的な産業系土地利用への転換や首都圏に近い立地条件を活かした経済交流による地域活性化及び雇用の創出を促進します。

## 3 「まちなか賑わい」 ～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～

---

### 【土地の高度利用・立地適正化の促進】

- 用途地域の計画的な設定や見直し、既存インフラの有効活用に向けた立地適正化計画策定の取組を促進します。
- 歴史的まちなみや駅前を拠点とした中心市街地の回遊性を高める環境整備により、まちなかの活性化を促進します。

### 【空き家・空き地の利活用】

- 市街地の空き地を活用した広場の整備や、空き家を若者が集う工房やシェアオフィス等の新たな用途に有効活用する取組により、出会い・交流拠点づくりを進め、賑わいあふれるまちづくりを促進します。
- 市町が策定する「空家等対策計画」等に基づく活用施策の取組を促進します。

## 4 「安全・安心」 ～いのちを守る都市づくり～

---

### 【施設整備等の推進】

- 吉野川では、再度災害防止の観点から、橋梁の架け替え、護岸等の河川管理施設の整備を推進します。
- 雪に強い交通基盤やライフラインの確保、流雪溝や融雪施設の整備を推進します。
- 水害や土砂災害対策として、災害に対し安全性を高める河川・砂防施設の効果的な整備、人命保護を最優先にした警戒避難体制の確立、住民との協働等による効率的・効果的な維持管理を推進します。
- 米沢ヘリポートは、山岳観光遭難における人命救助や災害時の物資輸送、迅速な患者輸送による救命活動に資する公共用ヘリポートであり、常時活用できるよう適切な維持管理に努めます。

### 第3章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

---

## 第1 区域区分の決定の有無

本圏域の4つの都市計画区域については、区域区分（線引き）を定めないものとします。

都市計画区域等	区域区分	理由
米沢都市計画区域 南陽都市計画区域 高島都市計画区域 川西都市計画区域	無	<p>○本圏域の都市計画区域内人口は減少しており、今後も引き続き減少傾向が継続することが予想されます。</p> <p>○農地転用の多くは用途地域内に見られ、用途地域外に見られるものの多くは既存集落内のものです。</p> <p>○用途地域が指定されていない区域のほとんどは、農業振興地域や森林地域となっており、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる適正な土地利用規制・誘導を図ることにより、無秩序な市街地拡大を抑制することが可能と考えます。</p> <p>以上のことから、<u>区域区分を定めない</u>こととします。</p>

## 第4章 主要な都市計画の決定の方針

---

## 第1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1 主要用途の配置の方針

#### ○ 各都市計画区域の連携と拠点の配置

- 行政や商業、医療機能等が集積する米沢都市計画区域を核に、南陽都市計画区域、高畠都市計画区域、川西都市計画区域がそれぞれの特性を活かし連携することで共存・共栄できる圏域づくりを目指します。
- 各都市計画区域において、業務や商業の中心地区や駅周辺地区を拠点に位置づけ配置します。

米 沢：中央地区、米沢駅周辺地区
南 陽：赤湯地区、宮内地区、赤湯駅周辺地区
高 畠：高畠地区、糠野目地区
川 西：羽前小松駅周辺地区

#### ○ 土地の利用分類

- 主要用途機能は、既存の土地利用を基本とし、商業・業務地、工業地、住宅地に分類します。

##### I) 業務・商業地

- 現行の商業系用途地域を商業・業務地として位置づけ、土地の高度利用を図りながら、買い物、業務の利便性の向上を図るとともに、飲食や文化・スポーツ・教養等の機能の充実を図り、中心商業地の形成を推進します。

米 沢：（商業）中央地区、米沢駅前地区、金池・北部地区、徳町・成島地区 等 （業務）金池地区、米沢オフィス・アルカディア 等
南 陽：赤湯地区、宮内地区、赤湯駅周辺地区 等
高 畠：高畠地区、糠野目地区 等
川 西：羽前小松駅周辺地区 等

##### II) 工業地

- 現行の工業系用途地域を工業地として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業地外に立地する既存工場の移転・集約化を図りながら、機能の維持・増進を図ります。

米 沢：米沢八幡原中核工業団地 等
南 陽：南陽西工業団地 等
高 畠：国道13号沿いの工業地 等
川 西：もみの木町周辺工業地 等

##### III) 住宅地

- 現行の住居系用途地域を住宅地として位置づけ、居住環境の向上を図ります。
- 住宅地に配置すべき人口等を適切に収容し得る規模とし、人口の減少が予測されている場合には、規模の拡大は極力避ける必要があります。一方、世帯数の増加の状況や適正な人口密度の設定についても十分考慮し、適切に配置します。
- 地域の特性や地域の目指すまちづくりのニーズに応じた良好な住宅環境を確保するため、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき土地利用を図ります。

### 2 市街地の土地利用の方針

#### ○ 土地の高度利用に関する方針

- 良好な居住環境の確保や業務の利便性を向上する適正な土地利用を誘導するため、用途地域を適切に指定します。

- 既成市街地において、地区計画や特別用途地区等を重層的に指定するなど、地域地区を有効に活用することで、防災性向上、まちなみ景観形成及び空き家・空き地等の対策強化等を図り、地区の特性に応じたきめ細かな土地利用の規制・誘導を進めます。
- 中心市街地での集合住宅や複合施設の立地を促進し、土地の有効利用を図ります。
- まちなかにある遊休施設等の既存インフラの有効活用を図る土地利用を進めます。
- 大規模集客施設については、立地適正化計画で位置づける都市機能誘導区域等への誘導を図ります。

#### ○ 居住環境の改善又は維持に関する方針

- 織物業や醸造業などの地場産業を育成すべき区域などにおいては、特別用途地区、地区計画などを必要に応じて適切に活用することにより、ものづくりと生活環境の共存・調和を図ります。
- 卸売業や流通・沿道サービスの強化、大規模集客施設の立地を制限すべき準工業地域等においては、特別用途地区を活用し立地企業の操業環境の向上を図ります。
- 住居系に特化した地域では、地区特性をふまえたきめ細かな用途地域見直しや地区計画制度の活用により住環境を保全します。
- まちなか住環境保全のため、高度地区の指定等、建物高さのルールづくりを促進します。

#### ○ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- 歴史的建造物は、地域の文化遺産として保存・活用に努めます。また、眺望、景観を妨げないよう、建築物の無秩序な高層化や意匠を抑制します。
- 公共施設の緑化と併せて、計画的な市街地整備を行う地区などでは、地区計画制度、緑地協定、等を活用して、緑を増やしていきます。

### 3 その他の土地利用の方針

#### ○ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- 市街地周辺に広がる田園風景は、良好な景観資源の一つであるとともに、生産供給の場でもあるため、原則として優良な農地の転用による宅地化は行いません。また、市街地拡大の抑制や自然環境及び景観保全の観点から、優良な農地を保全し、地域の個性を創出する農村風景を守ります。
- 適正な土地利用誘導のもと、都市と農村地域の連携等を促進し市街地に隣接する農地等の自然環境を保全します。

#### ○ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- 災害の危険性が高い地域は新たな市街地に含まないことを基本とします。
- 急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりによる土砂災害の恐れがある地区では、災害防止のための対策を進めます。

#### ○ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- 環境を保全する骨格となる良好な自然を保全し、開発を抑制していきます。

#### ○ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- 地域の振興が必要とされる場合等にあつては、用途地域指定や地区計画等の活用を検討していきます。ただし、地区計画等の活用にあたっては、既存市街地の計画的な都市的土地利用に影響を与えないよう、適切な運用を図ります。
- 高速道路のインターチェンジ周辺は、産業拠点形成の開発ポテンシャルを有している場合が多いことから、用途地域指定や地区計画制度の活用等を図り、周辺の土地利用や農林漁業との調整及び自然環境との調和に配慮しながら、計画的な産業系土地利用を促進します。

## 第2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1 交通施設の都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

- 東南置賜圏域の核となる米沢市は、南陽市、高畠町、川西町のほか長井市、山形市と通勤・通学等の交通流動が集中することから、交通渋滞の発生を抑制するなど、地域間が連携し整合の取れた都市計画を行っていく必要があります。
- 長期未着手施設の計画的な見直しを進め、都市経営コストの観点から効果の高い都市施設の整備を推進します。
- 少子高齢化社会への対応、環境負荷の軽減、冬期間でも円滑で安心・快適な移動の確保等の人にやさしい総合的な交通体系の構築を進めます。
- 中心市街地のにぎわいと魅力ある街路空間の創出や環境負荷の軽減、渋滞対策、まちなか観光促進等の観点から、自転車空間の整備及び自転車関連事故の削減を図るための通行空間の区分や路肩の活用等も検討します。
- 公共交通については、交通弱者の移動支援や環境負荷の軽減などを念頭に置き、関係機関と協力のもとで、地域公共交通網形成計画の策定とともに、その内容を都市計画マスタープラン及び土地利用適正化計画等に位置づけるなど、交通の確保や利便性の向上等を促進します。

#### 2) 主要な施設の配置の方針

##### ア) 道路

- 基本方針に基づき、都市計画道路を中心に以下のとおり配置します。

##### Ⅰ) 自動車専用道路（圏域内外の広域的な連携）

米 沢：東北中央自動車道〔(都)福島米沢線〕
南 陽：東北中央自動車道〔(都)南陽上山線〕、新潟山形南部連絡道路〔(都)梨郷深沼線〕
高 畠：東北中央自動車道〔(都)高畠南陽線〕、新潟山形南部連絡道路〔(都)梨郷深沼線〕
川 西：新潟山形南部連絡道路〔梨郷道路〕

##### Ⅱ) 主要幹線道路（圏域内の連絡）

米 沢：国道13号〔(都)万世中田線〕、国道287号〔広域道路米沢長井道路〕 (都)六部長手線、(都)窪田諸仏線、(都)万世橋成島線
南 陽：国道13号〔(都)東通り線、(都)高畠南陽線〕、国道113号〔(都)栄町漆山線〕
高 畠：国道113号〔(都)深沼旭町線〕、(都)本町幸町線
川 西：国道287号〔広域道路米沢長井道路〕、(都)桐町下小松線

##### Ⅲ) 都市幹線道路（主要幹線道路への接続）

米 沢：(都)太田町藤泉線、(都)米沢駅元籠町線、(都)石垣町塩井線
南 陽：(都)赤湯停車場線、(都)富貴田線、(都)櫛塚郡山西線、(都)関口島貫線、 (都)大曲り尾島線
高 畠：(都)竹森中里線、(都)相森小郡山線、(都)中央通り線、(都)下町本町線、 (都)高畠川西線、(都)入生田深沼線
川 西：(都)小松高畠線、(都)小松長井線

#### IV) 駅前広場（交通結節機能）

米 沢：米沢駅前
南 陽：赤湯駅前
高 畠：高畠駅
川 西：羽前小松駅前

### 3) 主要な施設の整備目標

#### ア) 道路

概ね今後10年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

都市計画区域	名称	整備区間
米沢都市計画区域	広域道路米沢長井道路 (国道287号米沢北・米沢川西B P)	米沢市窪田町 ～米沢市六郷町
	(都)六部長手線	米沢市花沢～米沢市川井
南陽都市計画区域	(都)南陽上山線 (東北中央自動車道)	南陽高畠 I C ～山形上山 I C
	新潟山形南部連絡道路 (国道113号梨郷道路)	南陽市梨郷～南陽市竹原 (長井市今泉～南陽市竹原)
	(都)赤湯停車場線	南陽市二色根
高畠都市計画区域	(都)南陽上山線 (東北中央自動車道)	南陽高畠 I C 付近
	(都)下町本町線	高畠町下町～高畠町駅前
川西都市計画区域	新潟山形南部連絡道路 (国道113号梨郷道路)	川西町西大塚～川西町大塚 (長井市今泉～南陽市竹原)
	広域道路米沢長井道路 (国道287号川西・米沢川西B P)	川西町時田～川西町大塚

## 2 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### 1) 基本方針

- 施設の見直しを進め、都市経営コストの観点から効果の高い都市施設の整備を推進します。
- 年々増加する耐用年数を経過した施設や、劣化の著しい施設、耐震性に問題がある施設については、計画的に改築や更新等を行います。
- 市街地における生活排水等を効率的に処理し、生活環境の改善、河川等公共用水域の水質保全を図るため、他の生活排水処理事業との連携・調整を図りながら、効率的な下水道整備を進めます。
- 都市化による緑地や田畑の減少、地表がアスファルトやコンクリート等に覆われたことによる、河川へ一気に流れ込む雨水の増加に対応するため、河川や地形等の特性を踏まえ、各整備計画に基づく計画的な施設整備を進めます。
- 各整備計画が策定されていない区域においては、計画を策定するとともに、その整備水準を検討し、総合的な観点から治水対策を進めます。

### 2) 主要な施設の配置の方針

- 河川、污水及び雨水排水施設の各整備計画と整合を図りながら、治水安全性の向上及び生活環境の改善を図ります。

### 3) 主要な施設の整備目標

#### ア) 下水道

概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

都市計画区域	名称
米沢都市計画区域	米沢都市計画公共下水道
南陽都市計画区域	南陽都市計画公共下水道
高島都市計画区域	高島都市計画公共下水道
川西都市計画区域	川西都市計画公共下水道

#### イ) 河川

概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

都市計画区域	名称
米沢都市計画区域	羽黒川河川改修事業
	誕生川河川改修事業
南陽都市計画区域	吉野川河川改修事業
高島都市計画区域	屋代川河川改修事業

### 3 その他の都市施設の都市計画の決定の方針

- 医療施設や高齢者福祉施設、子育て施設等の配置計画を策定し、都市計画に位置づけることを促進します。なお、施設等の建替え・増築等にあたっては、公有地や公共施設の活用を検討するとともに、まちなか等の利便性の高い地域への誘導を図ります。
- 子育て環境の充実を図るため、子育て関連施設については駅や学校周辺等利便性の高い地域への誘導を図ります。
- 都市施設の改築更新を行う際は、再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入を進め、環境負荷の低減に努めます。

### 第3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- 集約型都市構造の形成に向け、事業執行の適切性・透明性確保の観点及び事業効果の効率的な発現の観点から事業の評価を実施し重点化を図ります。
- コンパクトな市街地の形成を目指す観点から、新市街地の整備につながる市街地開発事業（住居系）は原則として行わず、新たな住宅地は現在の用途地域の低未利用地に配置します。
- 用途地域の未利用地、空き家及び空き地の活用を検討し、空洞化の抑制に努めます。また、空き地等の増加したエリアにおける小規模な区域での市街地整備計画を策定し、地域にとって必要な公共施設の整備や民間主導の整備を促進します。
- 快適に安心して暮らせるよう、子育て支援施設や医療施設など日常生活を支える施設の立地を促進します。

#### 2) 市街地整備の目標

- 概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の主な事業はありません。

## 第4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### 1) 基本方針

- 都市の近郊や市街地に残された緑地等は、東南置賜らしい豊かな自然と共生した魅力的な住環境を創出する貴重な資源であり、市街地に残る緑を維持保全し、潤いあふれる都市づくりを進めます。

### 2) 主要な緑地の配置の方針

- 基本方針に基づき、主要な緑地を以下のとおり配置します。

米 沢：松川公園、米沢総合公園、松が岬公園、八幡原公園、御成山公園、最上川上流河川緑地、八幡原緑地
南 陽：烏帽子山公園、中央花公園、向山公園、白竜湖公園、双松公園、赤湯駅西緑地
高 畠：中央公園、最上川河川敷糠野目緑地、町民センター緑地、まほろばの緑地
川 西：置賜公園、諏訪公園

### ア) 環境保全系統・景観構成系統

- 植物・自然を身近に感じられる都市公園など、東南置賜らしい個性豊かな都市公園づくりを推進します。
- 市街地の社寺林、保存樹、水辺等の緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であり、今後とも継続して緑を保全します。また、市街地周辺の保全された里山や水辺のもつゆとりと安らぎなどをまちづくりに活かして、都市の価値を高めます。
- 地域の人々に息づく自然や環境と親和する暮らしを継承し、住みやすく環境にやさしくゆとりのある田園都市づくりを進めます。

### イ) レクリエーション系統

- 身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となるよう、公園や緑地相互間を有機的に結び、緑のネットワークの形成を図ります。

### ウ) 防災系統

- 地震、火災等の災害時の安全性の確保のため、避難地として公園、緑地等を配置し、避難路については避難地を効果的に結びつけるように計画します。
- 大規模公園については、防災まちづくり拠点としての機能確保を目指します。

### エ) その他

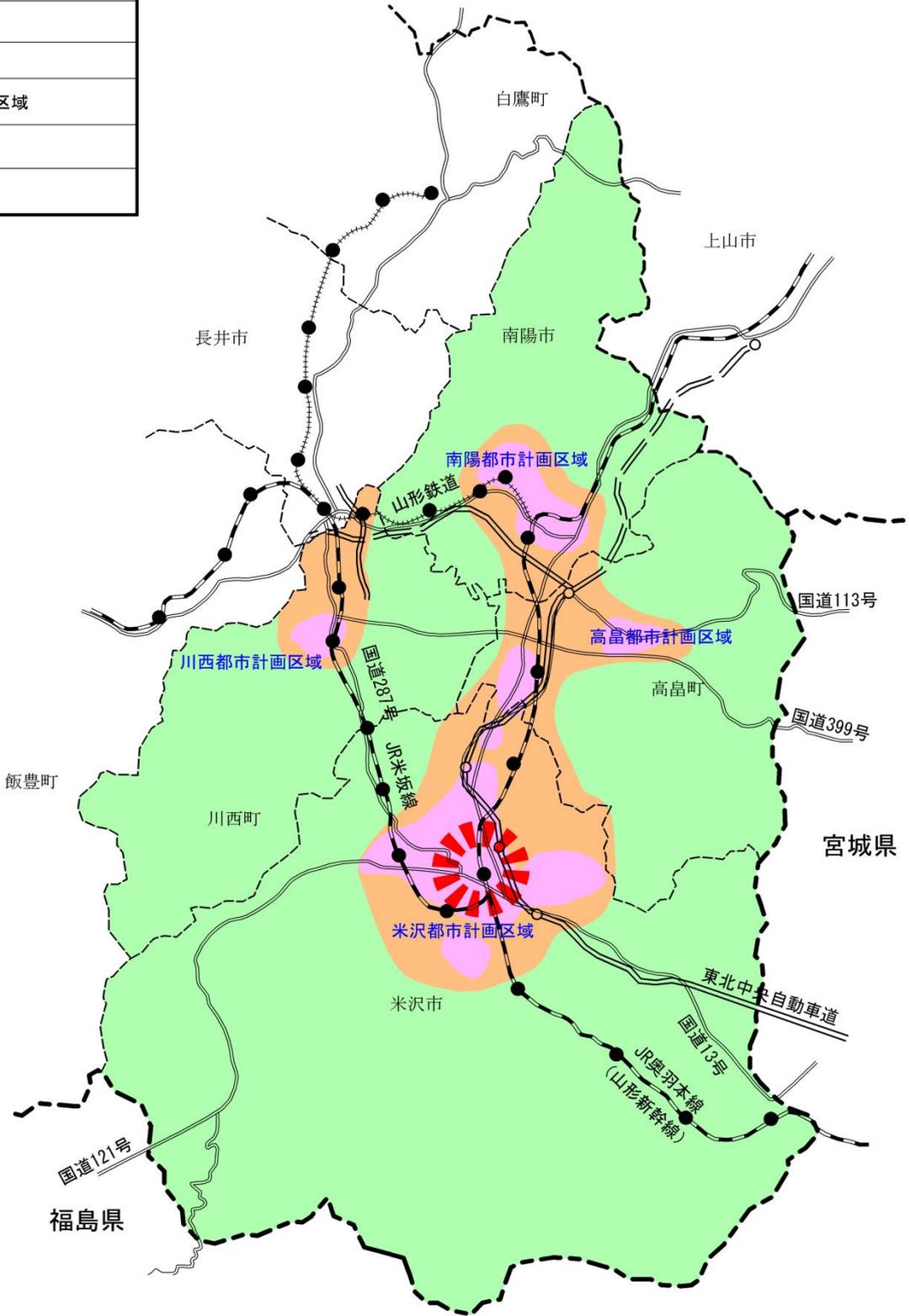
- 都市公園施設長寿命化計画等に基づく計画的な維持管理を進めます。
- 市街地及びその周辺の良い農地は、景観、レクリエーション、災害時の避難場所等多様な機能を有しており、その有効な活用及び適正な保全を図ります。また、適正な土地利用誘導のもと、都市と農村地域の連携等を促進し市街地に隣接する農地等の自然環境を保全します。

### 3) 主要な緑地の確保目標

- 概ね今後10年以内に優先的に実施する予定の主な事業はありません。

東南置賜地域・将来構造図

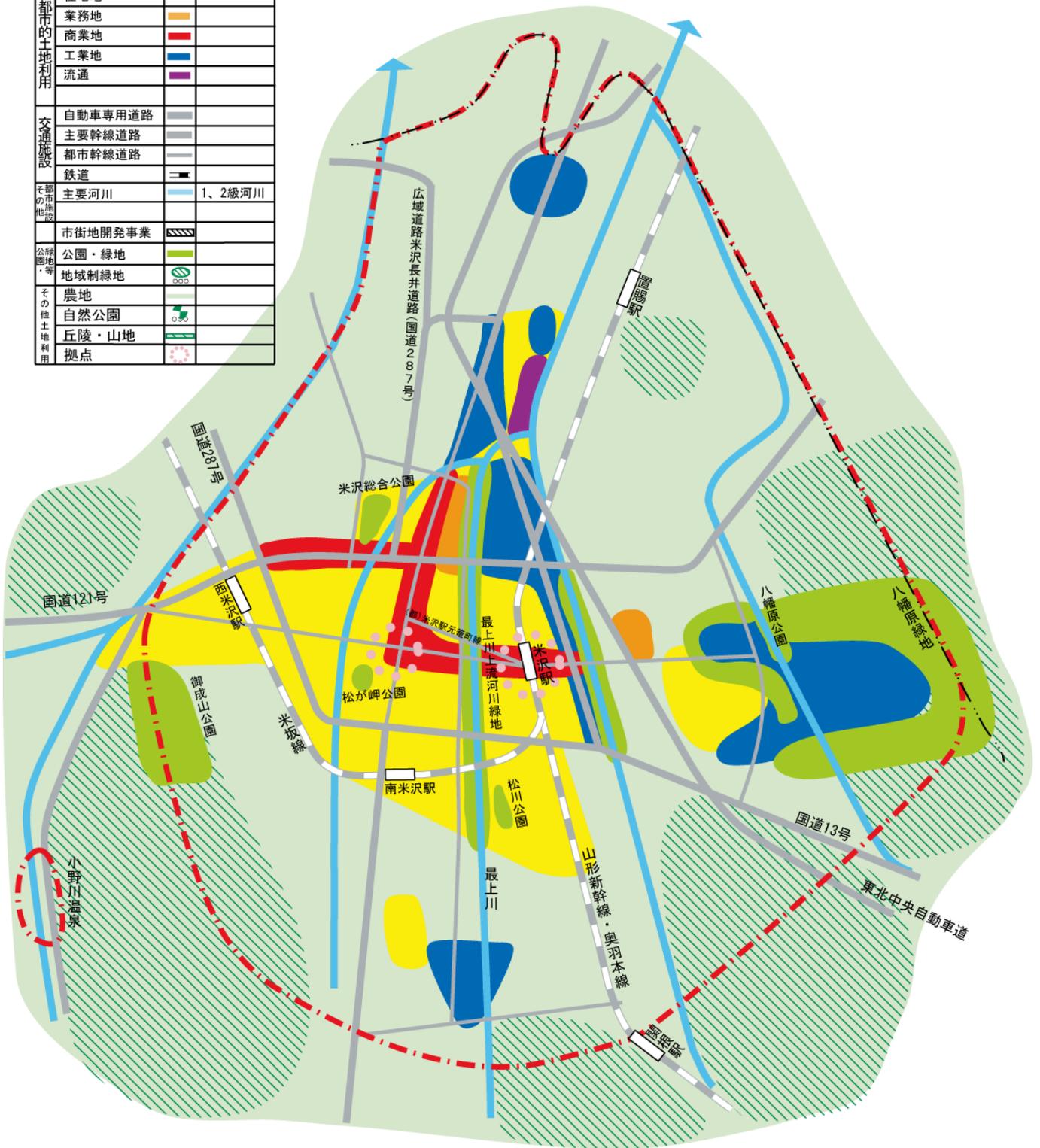
凡 例	
---	県 境
- - -	地域界
- - - - -	市町村界
■ (orange)	都市計画区域
■ (pink)	市街地
☀ (red)	核



# 米沢都市計画区域 土地利用構想図



凡例		備考
行政区域	---	
都市計画区域	- - -	
<b>都市的土地利用</b>		
住宅地	■	
業務地	■	
商業地	■	
工業地	■	
流通	■	
<b>交通施設</b>		
自動車専用道路	—	
主要幹線道路	—	
都市幹線道路	—	
鉄道	—	
<b>その他施設</b>		
主要河川	—	1、2級河川
市街地開発事業	■	
<b>公園・緑地</b>		
公園・緑地	■	
地域制緑地	■	
<b>その他土地利用</b>		
農地	■	
自然公園	■	
丘陵・山地	■	
拠点	●	

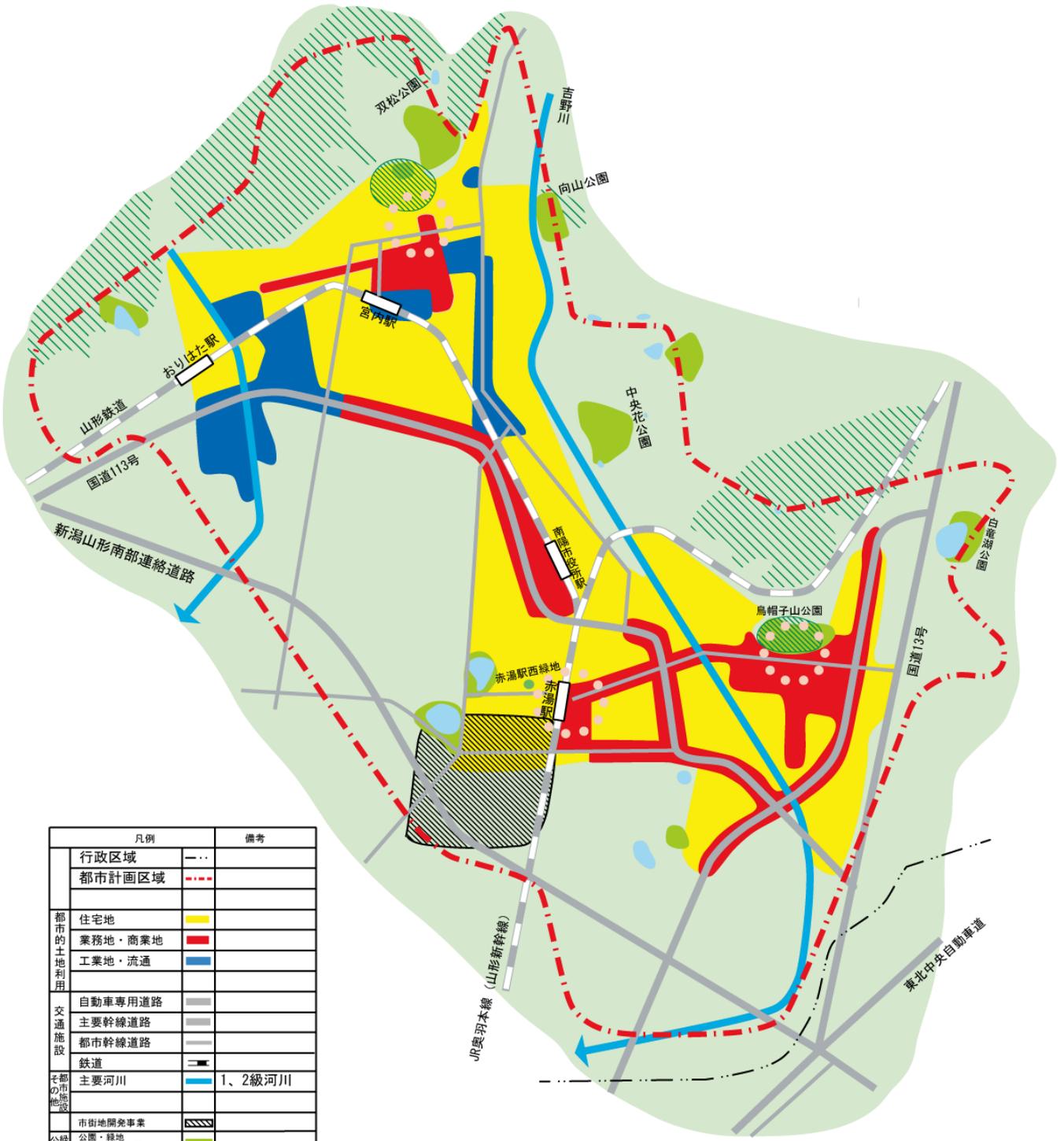


# 米沢都市計画区域 都市施設配置図

凡例		備考
行政区域	—	
都市計画区域	- - - -	
用途地域	■	
都市的土地利用	■	
自動車専用道路	■	
主要幹線道路	■	
都市幹線道路	■	
鉄道	■	
主要河川	■	1、2級河川
その他施設		
市街地開発事業	■	
公園・緑地等		
公園・緑地	■	
地域制緑地	■	
農地	■	
自然公園	■	
丘陵・山地	■	
拠点	■	

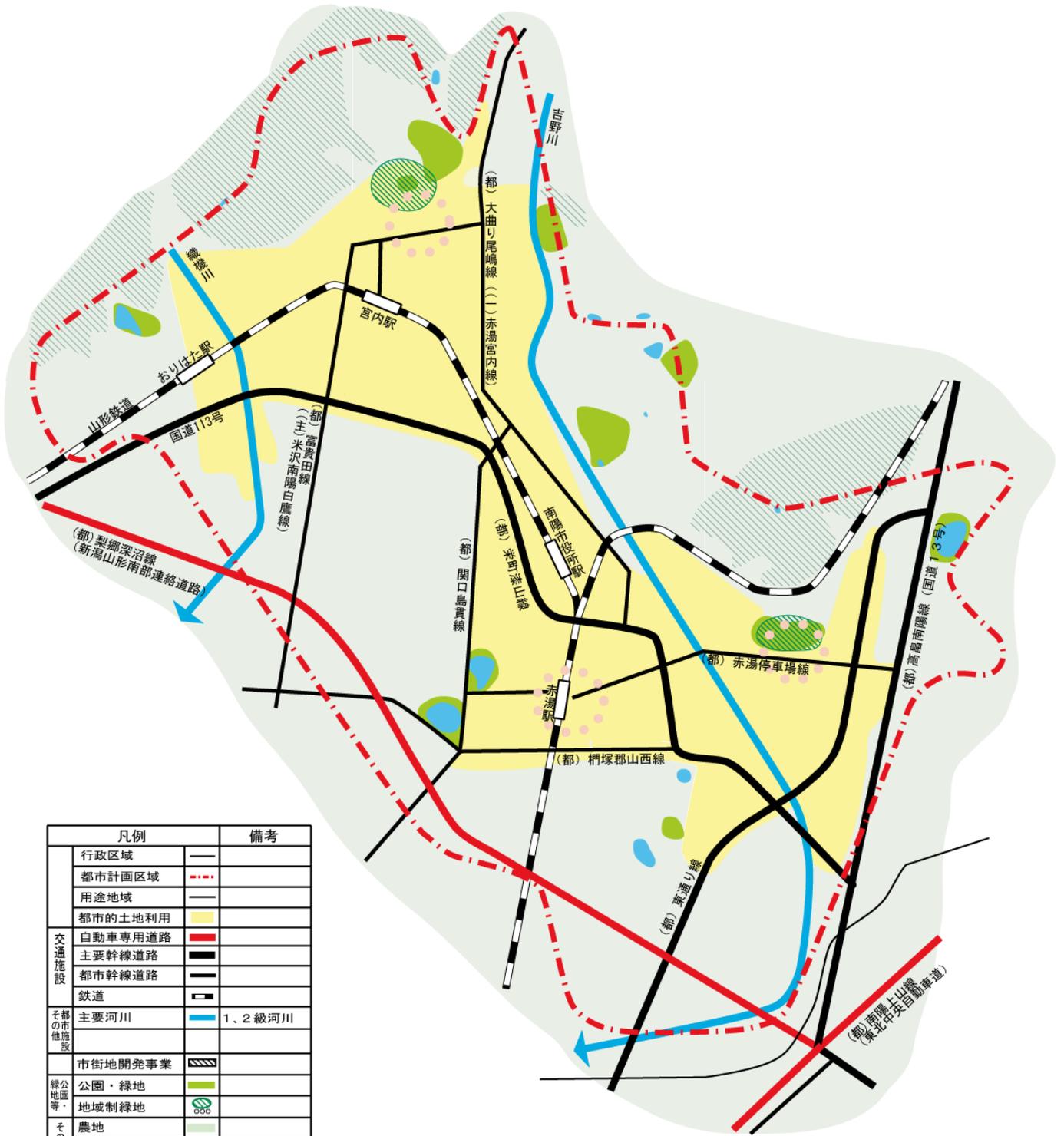


# 南陽都市計画区域 土地利用構想図



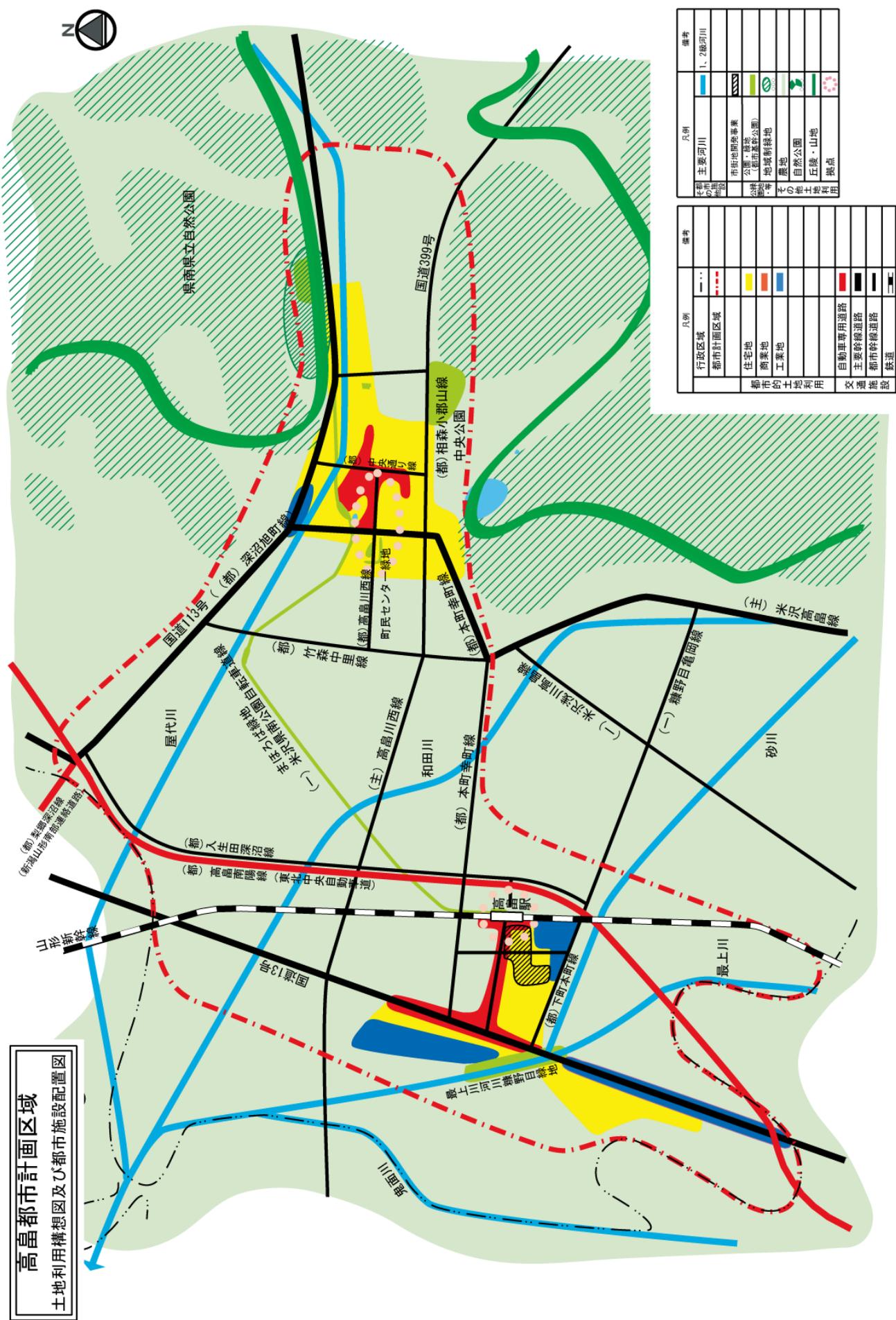
凡例		備考
行政区域	---	
都市計画区域	- - -	
都市的 土地利用	住宅地	■
	業務地・商業地	■
	工業地・流通	■
交通施設	自動車専用道路	—
	主要幹線道路	—
	都市幹線道路	—
	鉄道	—
その他施設	主要河川	1、2級河川
	市街地開発事業	■
公緑地・等	公園・緑地 (都市基幹公園)	○
	地域制緑地	○
その他 土地利用	農地	■
	自然公園	○
	丘陵・山地	■
	拠点	●

# 南陽都市計画区域 都市施設配置図



凡例		備考
行政区域	行政区界	—
	都市計画区域	---
用途地域	都市的土地利用	■
	自動車専用道路	—
交通施設	主要幹線道路	—
	都市幹線道路	—
	鉄道	—
	主要河川	—
その他施設	市街地開発事業	—
	公園・緑地	—
緑公地等	地域制緑地	—
	農地	—
その他土地利用	自然公園	—
	丘陵・山地	—
	拠点	—

高畠都市計画区域  
土地利用構想図及び都市施設配置図



凡例	備考
行政区域	
都市計画区域	
住宅地	
商業地	
工業地	
都市の土地利用	
自動車専用道路	
主要幹線道路	
都市幹線道路	
鉄道	

凡例	備考
主要河川	1, 2級河川
市街地開発事業	
公園(児童遊園地)	
地域緑地	
農地	
自然公園	
池・土留	
丘陵・山地	
拠点	

**川西都市計画区域**  
土地利用構想図及び都市施設配置図

凡 例		備 考
行政区画		—
都市計画区域		- - -
都市的 土地利用	住宅地	■
	商業地	■
	工業地	■
	その他	■
交通 施設	自動車専用道路	■
	主要幹線道路	■
	幹線道路	■
	鉄道	■
その 他施設	主要河川	■ 1、2級河川
	公園・緑地	■
公園 ・緑地 等	地域制緑地	■
	農地	■
その 他 土地利用	丘陵・山地	■
	拠点	■

